

令和2年（2020年）

第4回大阪狭山市教育委員会
定例会議議事録

令和2年（2020年）4月24日 開催

大阪狭山市教育委員会

第4回大阪狭山市教育委員会定例会議議事録

令和2年（2020年）4月24日（金）

午前10時00分 開議

市役所3階 委員会室

出席委員（4名）

竹谷	好弘	教育長
田川	宜子	委員
河合	洋次	委員
井上	寿美	委員

出席事務局の職員

酒匂	雅夫	教育部理事
松本	幸代	こども政策部長
酒谷	由紀子	学校教育グループ参事

書記

荒川	郁代	教育総務グループ参事
中村	圭吾	教育総務グループ主査

議事日程

開会

教育長活動報告

議事

- 日程第1 議案第8号 大阪狭山市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則について
- 日程第2 議案第9号 大阪狭山市放課後児童会条例施行規則の一部を改正する規則について
- 日程第3 報告第15号 大阪狭山市立中学校教科用図書選定委員の委嘱及び任命について
- 日程第4 報告第16号 大阪狭山市地域学校協働活動推進員設置要綱について
- 日程第5 報告第17号 令和2年度（2020年度）大阪狭山市一般会計補正予算（教育委員会関係）について

閉会

- 各グループの報告事項

教育長（竹谷好弘）

皆さん、おはようございます。

それでは、定刻になりましたので、令和2年第4回教育委員会定例会議を始めさせていただきます。

本日の出席人数は定足数に達しておりますので、会議は成立をしております。

また、本日は2名の方から傍聴の申込みがありました。新型コロナウイルス感染症対策のため別室にて音声のみの許可をしたいと思います。よろしくをお願いします。

それでは、ただいまから令和2年第4回教育委員会定例会議を開会いたします。

なお、議事録の署名委員は、会議規則第20条第2項の規定によりまして、山田教育長職務代理人、田川委員を指名いたします。

教育長活動報告につきましては、一覧表にしております。ご覧いただきたいと思っております。

失礼いたしました。

議事録の署名委員は、先ほど山田教育長職務代理人と申しあげましたけれども、本日欠席のため、河合委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

教育長活動報告でございますが、新型コロナウイルス対策中ということで、必要最低限の対応ということになっております。

3月31日、4月1日、年度替わりということで退職、着任、新任の人事関係、辞令交付などを行っております。

4月2日、管理職総会ということで市内小中園の管理職に対しまして教育長訓示などを行いました。

4月6日でございますが、ここに書いておりませんが、入学式がございましたけれども、小中とも規模を縮小しての開催をしております。

4月8日、始業式を予定しておりましたが、中止となっております。

分散登校も予定しておりましたが、これも中止ということで、今現在、休業中が続いているという状況です。

4月13、14日、学校を訪問しております。これは、教科書の配布、それから課題等の配布ということで、保護者のみに配布を終えております。その課題に基づいて、今、学習をいただいているという状況です。

以上、教育長の活動報告でございました。

それでは、早速でございますが、議事に移りたいと思っております。

本日の議案でございますが、日程第1、議案第8号、大阪狭山市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

担当に説明を求めます。

学校教育グループ参事（酒谷由紀子）

失礼します。それでは、議案第8号、大阪狭山市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則について、ご説明いたします。

資料は1ページから3ページでございます。

3ページの新旧対照表をご覧ください。

本規則は、大阪府の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の改正が行われたことにより、所要の改正を行うものです。

改正の内容でございますが、第4条の2の次に第4条の3として、障害のある職員についての特例の1条を新たに付け加えました。また、第5条中の第16条、介護休暇の次に、第16条の2、介護時間、第17条、子育て部分休暇、第18条、不妊治療休暇を加え、第17条、臨時的任用職員の休暇を第19条、臨時的任用職員の休暇に改めました。

なお、この規則は公布の日から施行し、改正後の規則の規定は令和2年4月1日から適用いたします。

以上、簡単な説明ではございますが、ご審議につきましてよろしくお願ひいたします。

教育長（竹谷好弘）

ただいまの説明につきまして、何かご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

特にないようでございますので、本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

それでは、日程第1、議案第8号、大阪狭山市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則については承認されました。

続きまして、日程第2、議案第9号、大阪狭山市放課後児童会条例施行規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

担当に説明を求めます。

こども政策部長（松本幸代）

日程第2、議案第9号、大阪狭山市放課後児童会条例施行規則の一部を改正する規則についてご説明いたします。

資料は4ページから6ページでございます。

まず、改正の理由でございますが、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、国から緊急事態宣言が発令され、大阪府が警戒対象指定地域に設定されたことを受けまして、児童及び保護者の命と安全を守るため、外出を自粛し、できる限り自宅で過ごしていただくよう保護者の皆様に本市教育委員会から通知文を発出し、ご協力をお願いしております。

指定された期間中、放課後児童会への登会を自粛された児童の保護者に対しまして、救済措置としまして保護者負担金の特別減免措置を適用するため、所要の改正を行うものです。併せて必要な語句の修正も行います。

次に、規則改正の概要でございますが、6ページの新旧対照表をご覧ください。

第4条第2項中、委員会を大阪狭山市教育委員会（以下、委員会）に改めます。

次に、第7条の見出し中、減額を減免に改めます。

次に、附則に次の1項を加えます。新型コロナウイルス感染症の拡大の防止に伴う特別減免措置、3項としまして新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第1項に基づく新型インフルエンザ等緊急事態宣言に伴う委員会の通知により、委員会が指定した期間中、児童会の利用を行わない保護者は、この規則の規定の例により負担金の減免を受けることができるものとする。

最後に、この規則は公布の日から施行することといたしております。

以上、簡単な説明ではございますが、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

教育長（竹谷好弘）

ただいまの説明につきまして何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

教育委員（河合洋次）

この7条の減免は修正なので、もともとの条項7条には免除も入っていたんですかね。

こども政策部長（松本幸代）

もともとありました。災害等、そういったものでは入っていたんですが、今回この新型コロナウイルスの対策をとということで、これを新たに追加させていただくということになります。

教育長（竹谷好弘）

ほかに何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

ほかにないようでございますので、本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

日程第2、議案第9号、大阪狭山市放課後児童会条例施行規則の一部を改正する規則につい

ては承認されました。

続きまして、日程第3、報告第15号、大阪狭山市立中学校教科用図書選定委員の委嘱及び任命についてを議題といたします。

担当に説明を求めます。

学校教育グループ参事（酒谷由紀子）

失礼します。それでは、報告第15号、大阪狭山市立中学校教科用図書選定委員の委嘱及び任命についてご説明いたします。

資料は7ページから8ページでございます。

8ページの令和2年度大阪狭山市立中学校教科用図書選定委員名簿をご覧ください。

この教科用図書選定委員会については、大阪狭山市附属機関設置条例の規定に基づいて規則を定めております。

教科用図書選定委員会は、教育長の諮問を受けて本市の子どもたちにふさわしい教科書を選定するための調査研究を進めてまいります。

今回、選定委員として委嘱任命するのは、大阪狭山市中学校校長代表として吉川豊校長、大阪狭山市小学校校長代表として泉谷一校長、大阪狭山市中学校教頭代表として中本真司教頭、中学校生徒の保護者は資料のとおりです。

教育委員会事務局職員として酒匂雅夫教育部理事、尾島肇学校教育グループ課長、酒谷由紀子学校教育グループ参事です。

委嘱期間は令和2年4月1日から令和3年3月31日までです。

以上、簡単な説明ではございますが、ご審議よろしく願いいたします。

教育長（竹谷好弘）

ただいまの説明につきまして何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

特にご意見、ご質問等ないようでございますので、本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

日程第3、報告第15号、大阪狭山市立中学校教科用図書選定委員の委嘱及び任命については承認されました。

続きまして、日程第4、報告第16号、大阪狭山市地域学校協働活動推進員設置要綱についてを議題といたします。

担当に説明を求めます。

教育総務グループ参事（荒川郁代）

本日はグループ課長が不在ですので、事務局から説明いたします。

それでは、報告第16号、大阪狭山市地域学校協働活動推進員設置要綱についてご説明いたします。

資料は9ページから11ページでございます。

本要綱は、大阪狭山市内の小中学校区に社会教育法第9条の7、第1項に基づく地域学校協働活動推進員を設置することにより学校、家庭、地域が一体となって地域全体で子どもたちの成長を支える環境を整備するため、本要綱を制定するものでございます。

第1条では要綱の趣旨について、第2条では推進員について、第3条では推進員の設置について、第4条では推進員の定数について、第5条では推進員の資格及び任用について、第6条では推進員の職務内容について、第7条では推進員協議会について、第8条では事務局について、第9条では委任について規定しております。

なお、附則といたしまして公布の日から施行するものでございます。

以上、簡単な説明ではございますが、ご審議いただきますようよろしく願いいたします。

教育長（竹谷好弘）

ただいまの説明につきまして何かご質問、ご意見等ございますでしょうか。

ご意見、ご質問等がないようでございますので、本案を原案のとおり承認することにご異議

ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

日程第4、報告第16号、大阪狭山市地域学校協働活動推進員設置要綱については承認されました。

続きまして、日程第5、報告第17号、令和2年度(2020年度)大阪狭山市一般会計補正予算(教育委員会関係)についてを議題といたします。

担当に説明を求めます。

こども政策部長(松本幸代)

日程第5、報告第17号、令和2年度(2020年度)大阪狭山市一般会計補正予算(教育委員会関係)についてご説明いたします。

まず、補正の理由でございますが、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策としまして、市立幼稚園の予防対策に係る経費を4月の緊急議会に計上するものです。

補正の内容でございますが、13ページのほうをご覧ください。

まず、歳出としまして消耗品費で89万5,000円、主にマスクやハンドソープ、ペーパータオルなどです。

教具園用器具購入費としまして47万9,000円、内容につきましては次亜塩素酸、空気清浄機などで歳出の合計は137万4,000円でございます。これらの財源につきましては、歳入のほうに計上しております大阪府教育支援体制整備事業費補助金を活用しますので、全額府の負担となっております。

以上、簡単な説明ではございますが、よろしくお願いたします。

教育長(竹谷好弘)

ただいまの説明につきまして何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

ないようございますので、本案を原案のと

おり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

日程第5、報告第17号、令和2年度(2020年度)大阪狭山市一般会計補正予算(教育委員会関係)については承認されました。

以上をもちまして本日の議案審議を終了いたします。

これもちまして、本日の教育委員会定例会議を閉会といたします。

以上

会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、署名する。

教育委員会教育長

教育委員会 委員

教育委員会 委員

教育委員会事務局職員